

子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について

(平成26年4月4日 子どもの貧困対策会議決定)

1. 子どもの貧困対策会議は、平成26年7月を目途に、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づく、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱（以下「大綱」という。）の案の作成を行う。
2. 大綱は、法第8条第2項に規定された以下の事項について、政府の基本的施策を示すものとして定めるものとする。
 - ①子どもの貧困対策に関する基本的な方針
 - ②子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - ③教育の支援
 - ④生活の支援
 - ⑤保護者に対する就労の支援
 - ⑥経済的支援
 - ⑦その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - ⑧子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
3. 大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとし、その会議の運営は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て内閣府が行う。